

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」の改正について

改正前	改正後
<p>(一部負担金等の受領)</p> <p>第5条 保険医療機関は、被保険者又は被保険者であった者については（中略）法第110条の規定による家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額並びに同条第2項第2号、第4条及び第6号に掲げる療養（食事療養を除く。）についての費用の額の100分の20に相当する金額（食事療養を行った場合にあっては、当該額及び標準負担額の合算額）の支払を受けるものとする。</p>	<p>(一部負担金等の受領)</p> <p>第5条 保険医療機関は、被保険者又は被保険者であった者については（中略）法第110条の規定による家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。</p>

注、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」の3ページの上から10行目からが改正されています。

保険者証及びその他の給付一覧表

茨城県保健福祉部厚生指導課
茨城県国民健康保険団体連合会

区分	一部負担割合						被保険者証				その他の給付				
	一般疾病				結予 34条適用	精神 32条適用	記 号	保 険 番 号	有 効 期 限	色調(左ふち)		出 一 産 時 育 児 金 (円)	葬 祭 費 (円)	医 療 手 当 金	
	70 歳 未 満	(一) 般 退 職	前 期 高 齢 者 一 般	前 期 高 齢 者 (一 定 以 上)						乳 幼 児	一 般				退 職
市	麻生町	30	10	20	20	0	0	15 麻	080515	16.3.31	オレンジ色	緑色	300,000	60,000	×
	北浦町	30	10	20	20	0	0	15 北	080549	"	"	"	300,000	50,000	×
	玉造町	30	10	20	20	0	0	15 造	080556	"	"	"	300,000	30,000	×
	江戸崎町	30	10	20	20	0	0	15 江	080564	"	"	"	300,000	30,000	×
	美浦村	30	10	20	20	0	0	15 浦	080572	"	"	"	300,000	30,000	×
	阿見町	30	10	20	20	0	0	15 阿	080580	"	"	"	300,000	30,000	×
	新利根町	30	10	20	20	0	0	15 根	080614	"	"	"	300,000	30,000	×
	河内町	30	10	20	20	0	0	15 河	080622	"	"	"	300,000	30,000	×
	桜川村	30	10	20	20	0	0	15 川	080630	"	"	"	300,000	30,000	×
	東町	30	10	20	20	0	0	15 東	060648	"	"	"	300,000	30,000	×
	霞ヶ浦町	30	10	20	20	0	0	15 霞	080655	"	"	"	300,000	30,000	×
	玉里村	30	10	20	20	0	0	15 玉	080663	"	"	"	300,000	30,000	×
	八郷町	30	10	20	20	0	0	15 八	080671	"	"	"	300,000	30,000	×
	千代田町	30	10	20	20	0	0	15 田	080689	"	"	"	300,000	30,000	×
	新治村	30	10	20	20	0	0	15 新	080697	"	"	"	300,000	30,000	×
郡	伊奈町	30	10	20	20	0	0	15 伊	080721	"	"	"	300,000	30,000	×
	谷和原村	30	10	20	20	0	0	15 原	080739	"	"	"	300,000	30,000	×
	関城町	30	10	20	20	0	0	15 関	080770	"	"	"	300,000	20,000	×
	明野町	30	10	20	20	0	0	15 明	080788	"	"	"	300,000	20,000	×
	真壁町	30	10	20	20	0	0	15 真	080796	"	"	"	300,000	20,000	×
	大和村	30	10	20	20	0	0	15 大	080804	"	"	"	300,000	20,000	×
	協和町	30	10	20	20	0	0	15 協	080812	"	"	"	300,000	20,000	×
	八千代町	30	10	20	20	0	0	15 代	080820	"	"	"	300,000	50,000	×
	千代川村	30	10	20	20	0	0	15 千	080838	"	"	"	300,000	50,000	×
	石下町	30	10	20	20	0	0	15 下	080846	"	"	"	300,000	50,000	×
	総和町	30	10	20	20	0	0	15 総	080853	"	"	"	300,000	100,000	×
	五霞町	30	10	20	20	0	0	コード	080861	"	"	"	300,000	50,000	×
	三和町	30	10	20	20	0	0	15 三	080879	"	"	"	300,000	50,000	×
	猿島町	30	10	20	20	0	0	15 猿	080887	"	"	"	300,000	50,000	×
	境町	30	10	20	20	0	0	15 境	080895	"	"	"	300,000	50,000	×
相郡	藤代町	30	10	20	20	0	0	藤	080911	"	"	"	300,000	50,000	×
	利根町	30	10	20	20	0	0	利	080929	"	"	"	300,000	50,000	×

区分	一部負担割合				被保険者証				その他の給付				
	一般疾病		結予 34条適用	精神 32条適用	記 号	保 険 番 号	有 効 期 限	色 調 (左 ふ ち)	出 一 産 時 育 児 金 (円)	葬 祭 費 (円)	医 療 手 当 金		
	右 記 以 外	前 期 高 齢 者 (一 般)											
且 合 計	組合員	20	10	0	0	医	083014	16.3.31	オレンジ色	300,000	300,000	傷病手当金	
	准組合員	20	10	0	0						100,000		傷病見舞金
	家族	20	10	0	0						100,000		

区分	一部負担割合						被保険者証				その他の給付			
	一般疾病				結予 34条適用	精神 32条適用	記 号	保 険 番 号	有 効 期 限	色 調 (左 ふ ち)	出 一 産 時 育 児 金 (円)	葬 祭 費 (円)	医 療 手 当 金	
	右 記 以 外	前 期 高 齢 者 (一 般)	前 期 高 齢 者 (一 定 以 上)	乳 幼 児										
且 合 計	前国保	20	10	20	20	0	0	15 前	083022	16.3.31	オレンジ色	300,000	200,000	傷病手当金
	第1種組合員												100,000	
	第2種組合員												100,000	
	第1種世帯員												100,000	
医師組合	第2種世帯員	10	20	20	0	0	50,000							

関係機関

茨城県保健福祉部厚生指導課
茨城県医師会
茨城県歯科医師会
茨城県薬剤師会
茨城県柔道接骨師会
茨城県国民健康保険団体連合会

水戸市笠原町 978-6
水戸市笠原町 489
水戸市見和 2丁目 292-1
水戸市緑町 3-5-35
水戸市白梅 2-2-39
水戸市笠原町 978番 26
(茨城県市町村会館内)

電話 029 (301) 3171
029 (241) 8446
029 (252) 2561
029 (225) 9393
029 (247) 8111
029 (301) 1557

平成15年 4月 1日現在

茨城県国民健康保険保険者別一部負担割合・給付

区分	保険者名	一部負担割合						被保険者証				その他の給付				
		一般疾病				結予 者自己 34条適用	精神 者自己 32条適用	記 号	保 険 番 号	有 効 期 限	色調(左ふち)		出 産 時 育 児 金 (円)	葬 祭 費 (円)	医 療 手 当 金	
		70 歳 未 満	(一) 般 退 職	前 期 高 齢 者 (一 般)	前 期 高 齢 者 (二 定 以 上)						乳 幼 児	一 般				退 職
市	水戸市	30	10	20	20	0	0	5	水	080010	16.3.31	オレンジ色	緑色	300,000	40,000	精神障害者医療手当金一部負担金の3分の1
	日立市	30	10	20	20	0	0	2	ヒ	080028	"	"	"	300,000	50,000	×
	土浦市	30	10	20	20	0	0	15	土	080036	"	"	"	300,000	50,000	×
	古河市	30	10	20	20	0	0	15	古	080044	"	"	"	300,000	50,000	×
	石岡市	30	10	20	20	0	0	15	石	080051	"	"	"	300,000	50,000	×
	下館市	30	10	20	20	0	0	15	館	080069	"	"	"	300,000	30,000	×
	結城市	30	10	20	20	0	0	15	結	080077	"	"	"	300,000	40,000	×
	龍ヶ崎市	30	10	20	20	0	0	15	龍	080085	"	"	"	300,000	50,000	×
	下妻市	30	10	20	20	0	0	15	妻	080101	"	"	"	300,000	50,000	×
	水海道市	30	10	20	20	0	0	15	道	080119	"	"	"	300,000	70,000	×
	常陸太田市	30	10	20	20	0	0	太田	080127	"	"	"	300,000	30,000	×	
	高萩市	30	10	20	20	0	0	高萩	080143	"	"	"	300,000	50,000	×	
	北茨城市	30	10	20	20	0	0	北茨	080150	"	"	"	300,000	30,000	×	
	笠間市	30	10	20	20	0	0	15	笠	080168	"	"	"	300,000	50,000	×
	取手市	30	10	20	20	0	0	取手	080176	"	"	"	300,000	50,000	×	
	岩井市	30	10	20	20	0	0	15	井	080184	"	"	"	300,000	50,000	×
	牛久市	30	10	20	20	0	0	15	久	080598	"	"	"	300,000	50,000	×
	つくば市	30	10	20	20	0	0	15	つくば	080937	"	"	"	300,000	50,000	×
	ひたちなか市	30	10	20	20	0	0	15	ひな	080945	"	"	"	300,000	50,000	×
	鹿嶋市	30	10	20	20	0	0	15	鹿	080481	"	"	"	300,000	30,000	×
潮来市	30	10	20	20	0	0	15	潮	080531	"	"	"	300,000	30,000	身障者医療手当金	
守谷市	30	10	20	20	0	0	15	守	080903	"	"	"	300,000	40,000	×	
東茨城郡	茨城町	30	10	20	20	0	0	15	城	080200	"	"	"	300,000	30,000	×
	小川町	30	10	20	20	0	0	15	小	080218	"	"	"	300,000	30,000	×
	美野里町	30	10	20	20	0	0	15	美	080226	"	"	"	300,000	30,000	×
	内原町	30	10	20	20	0	0	15	内	080234	"	"	"	300,000	30,000	×
	常北町	30	10	20	20	0	0	15	常	080242	"	"	"	300,000	30,000	×
	桂村	30	10	20	20	0	0	15	桂	080259	"	"	"	300,000	30,000	×
	御前山村	30	10	20	20	0	0	15	御	080267	"	"	"	350,000	50,000	×
西茨城郡	大洗町	30	10	20	20	0	0	15	洗	080275	"	"	"	300,000	30,000	×
	友部町	30	10	20	20	0	0	15	友	080283	"	"	"	300,000	30,000	×
	岩間町	30	10	20	20	0	0	15	岩	080291	"	"	"	300,000	30,000	×
	七会村	30	10	20	20	0	0	15	七	080309	"	"	"	300,000	50,000	×
那珂郡	岩瀬町	30	10	20	20	0	0	15	岩瀬	080317	"	"	"	300,000	50,000	×
	東海村	30	10	20	20	0	0	15	海	080325	"	"	"	300,000	40,000	×
	那珂町	30	10	20	20	0	0	15	珂	080333	"	"	"	300,000	40,000	×
	瓜連町	30	10	20	20	0	0	15	瓜	080341	"	"	"	300,000	30,000	×
	大宮町	30	10	20	20	0	0	15	宮	080358	"	"	"	300,000	40,000	×
	山方町	30	10	20	20	0	0	15	山	080366	"	"	"	300,000	40,000	×
	美和村	30	10	20	20	0	0	15	和	080374	"	"	"	330,000	50,000	×
久慈郡	緒川村	30	10	20	20	0	0	15	緒	080382	"	"	"	300,000	40,000	×
	金砂郷町	30	10	20	20	0	0	15	金	080390	"	"	"	300,000	30,000	×
	水府村	30	10	20	20	0	0	水府	080408	"	"	"	300,000	30,000	×	
	里美村	30	10	20	20	0	0	里美	080416	"	"	"	300,000	30,000	×	
多賀郡	大子町	30	10	20	0	0	15	子	080424	"	"	"	300,000	30,000	×	
	十王町	30	10	20	20	0	0	十王	080432	"	"	"	300,000	30,000	×	
鹿島郡	旭村	30	10	20	20	0	0	15	旭	080440	"	"	"	300,000	30,000	×
	鉾田町	30	10	20	20	0	0	15	鉾	080457	"	"	"	300,000	30,000	×
	大洋村	30	10	20	20	0	0	15	洋	080465	"	"	"	300,000	30,000	×
	大神栖町	30	10	20	20	0	0	15	神	080499	"	"	"	300,000	30,000	×
波崎町	30	10	20	20	0	0	15	波	080507	"	"	"	300,000	20,000	×	

茨城県国保連合会と契約している他県特別国保組合

区分	保険者名	一部負担割合						被保険者証				
		区 分	右 の 場 合 以 外	前 期 高 齢 者 (一 般)	前 期 高 齢 者 (二 定 以 上)	乳 幼 児	結予 者自己 34条適用	精神 者自己 32条適用	記 号	保 険 番 号	有 効 期 限	色 調
全国	土木建築 保組 組合	組合員	30	10	20	20	0(35条とも)	0	71(第1種)	133033	16.3.31	うぐいす色
		家族	30	10	20	20	0(35条とも)	0	72(第2種)			
中国	央建設 保組 組合	組合員	20	10	20	20	0	0	90-08	133264	"	"
		家族	30	10	20	20	5	5				
全国	建設工事 保組 組合	組合員	30	10	20	20	5	5	93-08	133298	"	"
		家族	30	10	20	20	5	5				

平成 年 月 分

診療報酬請求書 (医科)

県番号 医療機関コード

保険者コード

08

殿 下記のとおりに請求する。

保険医療機関の
所在地及び名称
電話番号
開設者氏名

平成 年 月 日

国民健康保険

		療養の給付			食事療養				
		件数	診療 実日数	点数	一部負担金	件数	日数	金額	標準負担額
一般(七〇以上九割)	請求	入院			円			円	円
		入院外							
※決定		入院							
		入院外							
一般(七〇以上八割)	請求	入院							
		入院外							
※決定		入院							
		入院外							
一般被保険者	請求	入院							
		入院外							
※決定		入院							
		入院外							
一般(三歳未満)	請求	入院							
		入院外							
※決定		入院							
		入院外							
退職(本人)	請求	入院							
		入院外							
※決定		入院							
		入院外							
退職(七〇以上九割)	請求	入院							
		入院外							
※決定		入院							
		入院外							
退職(七〇以上八割)	請求	入院							
		入院外							
※決定		入院							
		入院外							
退職(被扶養者)	請求	入院							
		入院外							
※決定		入院							
		入院外							
退職(三歳未満)	請求	入院							
		入院外							
※決定		入院							
		入院外							

備考 1. ※の欄は記入しないこと。
2. この用紙は、A列4番とすること。

保険者コード _____

老人保健

		療養の給付				食事療養			
		件数	診療 実日数	点数	一部負担金	件数	日数	金額	標準負担額
老人九割	請求	入院			円			円	円
		入院外							
	※決定	入院							
		入院外							
老人八割	請求	入院							
		入院外							
	※決定	入院							
		入院外							

公費負担医療

		療養の給付				食事療養			
		件数	診療 実日数	点数	一部負担金	件数	日数	金額	標準負担額
	請求	入院			円			円	円
		入院外							
	※決定	入院							
		入院外							
	請求	入院							
		入院外							
	※決定	入院							
		入院外							


備考


※高額療養費	一般被保険者	件数		退職者	件数		老人保健 高額医療費	長期高額
		金額	円		金額	円		

区分	件数	日数	点数	一部負担金	食事 件数	食事 日数	金額	標準負担額	増 減	点数
※一般被保険者	返 戻								増	
※退職者										
※老人保健										

備考 1. ※の欄は記入しないこと。
2. この用紙は、A列4番とすること。

老人保健法 医療受給者証

市町村番号	2	7	0	8	0	5	9	7
受給者番号	6	0	7	2	0	2	9	
受給者	居住地	茨城県牛久市						
	氏名							
	生年月日	昭和 6 年 10 月 31 日					女	
一部負担金の割合	1 割							
法第25条第1項第2号の認定年月日	年 月 日							
発効期日	平成 15 年 7 月 25 日 から有効							
発行機関名及び印	茨城県		牛久市長 					
交付年月日	平成 15 年 7 月 25 日							

 医療福祉費受給者証										
記号番号			茨 - 159			147918				
対象者	氏名		男							
	生年月日		平成14年 9月17日生							
	住所									
有効期限			自平成14年 9月17日 至平成15年 9月30日							
被保険者証記号・番号			14久							
保険者番号					0	8	0	5	9	8
交付年月日			平成14年 9月30日							
			牛久市長 